

掛川市規則第19号

掛川市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年7月2日

掛川市長

(別紙)

掛川市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市国民健康保険税条例施行規則（平成17年掛川市規則第88号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の影響により一定程度収入が減少した被保険者（条例第30条第1項第2号の規定に該当する者に限る。）に係る国民健康保険税の減免における第2条第2号及び第3条第1項の規定の適用については、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

様式第1号（1枚目）を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

（1枚目）

年度

国民健康保険税 納税通知書

様

国民健康保険税額を下記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

掛川市長 氏 名 圖

納税義務者			
生年月日		性別	

世帯番号			
通知番号			
記号番号			

下記に記載のある方は口座振替納税です。

金融機関			
口座種別		口座番号	
口座名義人			
納付区分			

徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
上記年金の年金額	円

年間保険税額	円
--------	---

備考	
----	--

※特別徴収（年金天引き）の方

年4月、6月及び8月は、仮徴収税額として 年2月分と同額を徴収します。

賦課明細	医療分	支援金分	介護分
① 基準総所得金額(円)			
② 固定資産税相当額(円)			
③ 被保険者数(人)			
④ 所得割額(円)			
⑤ 資産割額(円)			
⑥ 均等割額(円)			
⑦ 平等割額(円)			
⑧ 均等割軽減額(円)			
⑨ 平等割軽減額(円)			
⑩ 限度超過額(円)			
⑪ 算定額(円)			
⑫ 月割増減額(円)			
⑬ 年税額(円)			
(内退職分)(円)			
年税額(円)		減免額	

月	特別徴収額(円)	期別	普通徴収額(円)	普通徴収額の納期限
4月				
5月				
6月				
7月				
8月		第1期分		
9月		第2期分		
10月		第3期分		
11月		第4期分		
12月		第5期分		
1月		第6期分		
2月		第7期分		
3月		第8期分		
計		計		
合計				

氏名	給与所得者等	加入月数	軽減基準所得金額	基準総所得金額	固定資産税相当額
		医療・介護			

税率	医療分	支援金分	介護分
所得割率(%)			
資産割率(%)			
均等割額(円)			
平等割額(円)			

(注) 裏面には、国民健康保険税の納付方法、納付場所、税率、計算方法等を記載する。

様式第6号（1枚目）を次のように加える。

様式第6号（第2条関係）

（1枚目）

年度

国民健康保険税 納税（変更）通知書

国民健康保険税額を下記のとおり決定（変更）しましたので通知します。

年 月 日

様

掛川市長 氏 名 園

納税義務者			
生年月日		性別	

世帯番号			
通知番号			
記号番号			

下記に記載のある方は口座振替納税です。

金融機関			
口座種別		口座番号	
口座名義人			
納付区分			

徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
上記年金の年金額	円

年間保険税額	円
--------	---

異動者名	届出日	異動日	異動理由

賦課明細	変更前			変更後			増減
	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分	
① 基準総所得金額 (円)							
② 固定資産税相当額 (円)							
③ 被保険者数 (人)							
④ 所得割額 (円)							
⑤ 資産割額 (円)							
⑥ 均等割額 (円)							
⑦ 平等割額 (円)							
⑧ 均等割軽減額 (円)							
⑨ 平等割軽減額 (円)							
⑩ 限度超過額 (円)							
⑪ 算定額 (円)							
⑫ 月割増減額 (円)							
⑬ 年税額 (円)							
(内退職分) (円)							
年税額 (円)		(減免額)			(減免額)		

月	特別徴収額 (円)		期別	普通徴収額の納期限	普通徴収額 (円)		増減額
	変更前	変更後			変更前	変更後	
4月							
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							
1月							
2月							
3月							
計							

※増減について
 ①②③は医療分の増減
 ④以降は医療分+支援金分+介護分の増減

備考

※過新分の納期限について
 記載している納期限は増額分の納期限です。

氏名	給与所得者等	加入月数	軽減基準所得金額	基準総所得金額	固定資産税相当額	

税率	医療分	支援金分	介護分
所得割率 (%)			
資産割率 (%)			
均等割額 (円)			
平等割額 (円)			

(注) 裏面には、国民健康保険税の納付方法、納付場所、税率、計算方法等を記載する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市国民健康保険税条例施行規則附則第3項の規定は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限又は特別徴収対象年金給付の支払日が到来する令和2年度分及び令和3年度分の国民健康保険税（以下「対象国保税」という。）の減免に限り適用する。この場合において、納付前に申請書を提出することが困難であったと市長が認めたときは、既に納付した対象国保税であっても、減免するものとする。